

暮らしの情報箱

- はがきなどで申し込む場合の記入例
- ① 催しなどの名称
 - ② 〒住所
 - ③ 氏名(ふりがな)
 - ④ 年齢(学年)
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ その他必要事項
- ※費用が記入されていない催しなどは原則無料です

福祉

区役所本庁舎での手話通訳者の配置

本庁舎内の各窓口へ対応します。
 月曜(休日の場合は翌日)、午後1時～4時
 ●受付場所 問合せ
 障害福祉課障害者支援担当
 ☎5744-1253 FAX5744-1555

身体障害者・知的障害者相談員をご存じですか

日常生活や学校、福祉サービスなどの悩みを気軽に相談することができます。詳細は区HPをご覧ください。
 さぽーとぴあ
 ☎5728-9134 FAX5728-9136

国保

国民健康保険に加入してください

国民健康保険や社会保険などの公的医療保険制度は、国民が必ず加入する制度です。社会保険などに加入していない方は、国民健康保険に加入する届け出をしてください。
 国保年金課国保資格係
 ☎5744-1210 FAX5744-1516

厚生年金と健康保険の加入

全ての法人事業所や常時従業員を5人以上雇用している個人事業主は、厚生年金と健康保険の加入が法律で義務付けられています。加入の手続きがお済みでない事業主の方はお問い合わせください。
 日本年金機構大田年金事務所
 ☎3733-4141

糖尿病性腎症重症化予防プログラム参加者を募集します

無料で保健指導を受けられます。
 大田区国民健康保険加入者で糖尿病性

腎症第2期か第3期の方
 区内協力医療機関など
 先着40名
 区内かかりつけ医で申し込み
 国保年金課国保保健事業担当
 ☎5744-1393 FAX5744-1516

子ども

児童用防犯ブザーを配布します

大田区立以外の学校に通う区内在住の小学1年生 ※区立小学校に通う児童には学校で配布
 申請書(問合せで配布。区HPからも出力可)と通学する学校の在学証明書・身分証明書の写しを問合せへ郵送か持参
 学務課学校運営係
 (〒144-8623大田区教育委員会事務局)
 ☎5744-1427 FAX5744-1536

認可外保育施設などの利用料を補助します

大田区に住居登録があり、認可外保育施設などにお子さんを預けている保護者
 認可外保護者補助金事務センター
 ☎5744-1312 FAX5744-1715

健康

高齢者用肺炎球菌予防接種

令和2年度対象の方
 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療機関の受診を控えたことで、期間内の接種ができなかった方に対し、接種期間を延長します。
 令和3年度対象の方
 予診票の発送は7月を予定しています。4～6月に接種を希望される方は、お問い合わせください。
 感染症対策課感染症対策担当
 ☎5744-1263 FAX5744-1524

風しんの抗体検査と予防接種

詳細は区HPをご覧ください。
1 第5期定期接種
 昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性
 ※対象者にはクーポン券を送付済み。再発行希望は問合せへ連絡
 大田区助成制度

大田区に住居登録があり、検査日・接種日現在19歳以上で風しんにかかったことがなく、抗体検査・予防接種も受けたことがない次のいずれかに該当する方
 ●抗体検査＝風しんの抗体価が不明で妊娠を希望する女性とその同居者(妊婦の同居者も含む)
 ●予防接種＝抗体検査を受けた結果、抗体価が不十分だった方

◆1 2ともに◆
 実施医療機関へ直接申し込み
 感染症対策課感染症対策担当
 ☎5744-1263 FAX5744-1524

求人

保育補助員

区立保育園で子どもの見守りや清掃など、保育士の補助を行う仕事です(資格不要)。詳細は区HPをご覧ください。
 問合せへ申込書(区HPから出力可)を郵送。登録は随時受け付け
 保育サービス課保育職員担当
 ☎5744-1278 FAX5744-1715

募集

おおた区民大学講座企画員

区内在住・在勤・在学の方
 ①共生社会のまちづくり=5月11日～6月29日の火曜
 ②子育て仲間とシェアするホンネ=5月13日～7月1日の木曜
 ※いずれも午前9時45分～11時45分。
 初日は説明会のみ(午前10時～11時)
 消費者生活センター
 抽選で各10名
 問合せへ往復はがき(記入例参照。保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児6

名)希望はその旨も明記)。電子申請も可。
 4月25日消印有効
 地域力推進課区民協働・生涯学習担当
 (〒144-8621大田区役所)
 ☎5744-1443 FAX5744-1518

視覚障害者ガイドヘルパー

同行援護従業者養成研修一般課程を修了し、ガイドヘルパーの活動が可能な方
 ●業務内容 視覚障がい者の外出のサポート、情報支援など
 問合せ先へ電話の上、履歴書(写真貼付)、修了証明書の写し、登録ヘルパー申込書(問合せ先HPから出力可)を問合せへ郵送
 ※面接有り
 (社福)大田区社会福祉協議会
 (〒144-0051西蒲田7-49-2)
 ☎3736-5560 FAX3736-2030

(仮称)新大田区生涯学習推進計画策定会議公募委員

区内在住で20歳以上の方
 ●任期 6月～令和4年3月
 問合せ先へ申込書(問合せで配布。区HPからも出力可)と作文を郵送か持参。4月23日必着
 地域力推進課区民協働・生涯学習担当
 ☎5744-1443 FAX5744-1518

お知らせ

環境影響評価書案に係る見解書の縦覧

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」の環境影響評価書案に係る見解書を縦覧します。詳細は区HPをご覧ください。
 ●縦覧期間
 4月12日～5月6日
 ●縦覧場所 環境計画課
 東京都環境局環境政策課
 ☎5388-3406 FAX5388-1377

都市づくりに関するアンケート調査

まちの将来像や方向性を示す「大田区都市計画マスタープラン」の改定にあたり、皆さんに都市づくりの満足度や今後の方針の重要度などを調査するアンケートを行っています。詳細は区HPをご覧ください。

介護保険料が改定されました 3年に一度改定します 65歳以上の方に適用する令和3～5年度の介護保険料額が決まりました。

保険料段階	対象者	新保険料(年額)
第1段階(基準額×0.25)	①生活保護受給者②老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税③中国残留邦人等支援給付の受給者④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下	18,000円
第2段階(基準額×0.40)	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない	28,800円
第3段階(基準額×0.65)	世帯全員が特別区民税非課税で、第1・2段階に該当しない	46,800円
第4段階(基準額×0.82)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の方が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下	59,040円
第5段階(基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、第4段階に該当しない	72,000円
第6段階(基準額×1.10)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満	79,200円
第7段階(基準額×1.25)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	90,000円
第8段階(基準額×1.50)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	108,000円
第9段階(基準額×1.60)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	115,200円
第10段階(基準額×1.80)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満	129,600円
第11段階(基準額×1.90)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満	136,800円
第12段階(基準額×2.00)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	144,000円

保険料段階	対象者	新保険料(年額)
第13段階(基準額×2.35)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満	169,200円
第14段階(基準額×2.65)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	190,800円
第15段階(基準額×2.95)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	212,400円
第16段階(基準額×3.25)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	234,000円
第17段階(基準額×3.55)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上	255,600円

・公費による負担軽減強化の継続により、第1～3段階の保険料率が軽減されています。
 ・表中の「特別区民税」は、東京23区以外の場合「市町村民税」にあたります。「課税年金収入額」は、特別区民税の課税対象とされる公的年金等の収入です。
 ・「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る所得を除いた所得金額です。
 ・「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除(扶養控除や医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。
 ・令和3～5年度までの介護保険料算定の特例として、「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。また、「合計所得金額」に給与か公的年金等に係る所得が含まれている場合、給与か公的年金等に係る所得の合計額から最大10万円を控除した金額を用います。

▶問合せ 介護保険課 ☎5744-1551(共通)
 保険料額＝資格・保険料担当 ☎5744-1491
 納付、口座振替＝収納担当 ☎5744-1492
 介護保険事業計画＝計画担当 ☎5744-1732